



## 税金

### 4月の納税

○固定資産税・都市計画税(第1期)  
 ▽納期限(口座振替日)：4月30日(※)  
 今回の口座振替は3月21日までに金融機関で手続きをした人が対象となります。  
 ただし、口座振替依頼書の開始月を「平成20年5月分より」としている人を除きます。  
 納期限の日に指定口座から振替させていただきま

## 生活

### 麻しんおよび風しん 予防接種

で、預金残高の確認をお願いします。  
 なお、今年度の納期限については、別に配布している「平成20年度納付ごよみ」をご参照ください。  
 ■問い合わせ 税務課収税係 (TEL)0215  
 麻しんと風しんの流行を防ぐため、第1期(1歳児)、第2期(小学校就学前)に加え、平成20年度から5年間の

## 国民年金

### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

満20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。  
 しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。  
 対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の人含まれますので、ほとんどの学生が対象となります。  
 学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、次の年度も在学予定である場合、4月始めに送付された再申請の用紙に、必要事項を記入し返送すれば、学生納付特例が1年間継続されます。  
 また、学生でない30歳未満の人の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。詳しくは、お問い合わせください。

■問い合わせ  
 市民課年金係 (TEL)0253  
 岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL)0572

期限付きで、第3期(中学1年生)、第4期(高校3年生相当年齢)の人を対象に予防接種を実施します。  
 すでに幼児期に予防接種を済ませている人も、確実な免疫をつける目的で2回目の予防接種として行います。料金は無料です。  
 今年度の対象者は、平成21年3月31日までに接種を済ませるようになってください。

▽今年度の対象者  
 ≪第1期≫ 12月24日未誕生(平成15年4月1日生まれの人)  
 ≪第2期≫ 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの人  
 ≪第3期≫ 平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの人  
 ≪第4期≫ 平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれの人  
 ▽接種時に持参する物  
 ①母子手帳  
 ②第3・4期の対象者で保護者同伴でない場合は、すでに

配布している予診票等(届いていなければご連絡ください)  
 ※第1・2期の対象者および第3・4期の対象者で保護者同伴の人、または既婚者の予診票は医療機関にあります。  
 なお、接種する場合は、事前に必ず医療機関に予約してください。  
 ■問い合わせ 健康づくり課  
 母子保健係 (TEL)0228、または各地域局住民福祉課

## 労働保険の年度更新手続き

事業主の皆さんは、平成20年度の概算保険料と前年度の確定保険料の申告・納付をお願いします。

▽申告・納付期限：5月20日(火)まで

■問い合わせ 岡山労働局保険徴収室 (TEL) 086-225-2012

## 水田経営所得安定対策

水田経営所得安定対策(旧品目横断的経営安定対策)の

20年産の加入手続きが4月から6月まで行われます。

対象となるのは、一定の経営規模を有する認定農業者(2・6ha)や集落営農組織(10ha)ですが、経営面積が不足していても「地域水田農業ビジョン」に位置付けられた認定農業者・集落営農組織は条件によっては加入することが出来ます。

内容は、価格下落時に対応する「収入減少補てん交付金(対象は米、ビール用・種子用を除く麦、種子・黒大豆等除く大豆)と、過去の実績や

当年の生産量等に対して交付される「麦・大豆直接支払交付金」(対象はビール用・種子用を除く麦、種子・黒大豆等除く大豆)となっています。

■問い合わせ 中国四国農政局消費・安全部地域第二課 (TEL) 086-424-1077、農林課農政係 (TEL) 0223

## 農薬の適切な管理と使用のお願い

暖かくなり、農薬を使う機会が増えてきます。農薬の適切な管理と使用をお願いします。

▽農薬の管理：①鍵のかかる場所に保管し、盗難や流出を防ぐ②必要量だけ購入し、不要在庫を生じさせない③使用後に余った薬液や使用期限切れの農薬は、農協等の販売店に依頼して適切に処理し、河川等へ廃棄しない

▽農薬の適切な使用：①必ずラベル等の注意事項を確認し、適用作物・使用時期・濃度・回数等の基準を守る②使用後には防除器具のタンク等に薬液が残らないように十分洗浄する③周辺の農作物や住宅地等に薬液が飛散しないよ

うに十分注意し、散布前には周囲の生産者や住民等に必ず連絡する

※不明な点は自分で判断せず、農業普及指導センター(TEL) 2851、または、びほく農業協同組合 (TEL) 4593)と相談し、事故のないように利用しましょう。

■問い合わせ 農林課農政係 (TEL) 0223

## 農業振興地域の農用地除外の申し出

農業振興地域の農用地に指定されている田や畑の転用は、農用地を農業振興地域から除外する申し出を行って、県の同意を得る必要があります。

農用地の除外申し出の受け付けを、5月30日(金)まで行っていますので、農地転用を予定されている人は申し出を行ってください。

なお、県の同意は9月末の予定です。

■問い合わせ 農林課農政係 (TEL) 0223、各地域局産業建設課

## 明治維新140年「板倉勝静と山田方谷」展

会期：6月29日(日)まで(現在開催中)  
会場：歴史美術館(文化交流館2階)  
開館時間：9:00~17:00(入館は16:30まで)  
入館料：大人300円、小中学生150円  
休館日：毎週火曜日、4/30(水)、5/7(水)  
※4/29(水)、5/6(水)は開館します。

■問い合わせ 歴史美術館 (TEL) 0180

## 成羽町美術館市民ギャラリー

◇絵画グループ“プロッサム”作品展

4月18日(金)~4月29日(火)

◇習字グループ作品展

5月2日(金)~5月13日(火)

<両展とも>

開館時間：9:30~17:00(入館は16:30まで)

入場料：本展のみご覧の場合は無料

休館日：毎週月曜日

※5/20(水)~5/23(金)は展示替えのため臨時休館します。

■問い合わせ 成羽町美術館 (TEL) 4455

赤穂市・高梁市文化交流展

## 第30回 絵画と写真展

会期：5月1日(木)~5月6日(火)

会場：文化交流館(入場無料)

開館時間：9:00~17:00(6日は16:00まで)

※赤穂市・和風「大空会」による

「和風づくり教室」6日 13:00から

■問い合わせ 高梁市文化協会(下西さん) (TEL) 23319